

民生常任委員会

1 開 議 平成28年6月20日(月)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第42号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第43号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第44号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

民生常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	小林正勝	出席
委員	秋山幸子	出席
	印南典子	出席
	藤田紀夫	出席
	黒澤昭治	出席
	千保一夫	出席
当局	岩井芳朗	出席
	相澤康子	出席
	高橋曉子	出席
	吉成絹子	出席
事務局	宇津野豊	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレットの資料のとおりであります。

当局の出席者は、岩井保健福祉部長、相澤市民生活部長、高橋子ども幸福課長、吉成市民課長であります。

議事に入る前に委員の皆様申し上げます。委員の皆様が発言する場合には、手を挙げて、指名されてからマイクを使い、簡潔明瞭にはっきりと発言をお願いいたします。質疑の方法は、申し合わせにより、本会議同様一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、質疑ごとに意見のある場合には意見を別にとりますので、その旨考えて、質疑は質疑だけにしていただきたいと思っております。

◎議案第42号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第42号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 保健福祉部長の岩井でございます。また、本日同席をしております子ども幸福課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第42号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先日の本会議におきまして、私のほうで議案上程の際、概略の説明をさせていただいたところでありますが、本日担当の高橋子ども幸福課長のほうから改めましてご説明をさせていただきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） 子ども幸福課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

237ページ、議案第42号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

240ページの議案書補助資料をごらんください。今回の改正は、建築基準法施行令の一部改正及び厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型及び保

育所型事業所内保育事業所について、避難用設備の構造要件に係る改正と保育士配置要件の弾力化を図るため、保育士数の算定に関する特例を定めることから、当該条例の一部を改正するものであります。

241ページの新旧対照表をごらんください。もう一枚めぐりまして、242ページの赤字の部分が改正であります。まず初めに建築基準法施行令の改正について、添付資料でご説明いたしますので、246ページの添付資料1をごらんください。上のほうの内容で、建築基準法施行令第123条第3項第1号の青色の分が削除され、第2号赤字の分が新設され、それ以降の項ずれが改正されました。それに伴いまして、厚生労働省令が改正されましたので、それに準じ本市の条例、下の表になりますが、又は以降の青色の分が削除され、新たに追加された2号に伴い、空室以降の括弧内が追加され、項ずれを改正するものであります。

241ページの新旧対照表にお戻りください。小規模保育事業所A型第28条第7号イの表中、次のページをごらんください。4階以上の階の赤字の部分ですが、ただいまの説明のとおり、外気に向かって以降を削除し、2号が追加されたことにより、空室以降の括弧内が追加され、以下同条第3項第2号を第3号に、第3号を第4号に、第9号を第10号にそれぞれ項ずれを改正するものであります。

243ページをごらんください。こちらは事業所内保育事業第43条第8号イの表中、1枚めぐりまして、4階以上の階の改正につきましても、先ほどの第28条第7号イの改正内容と同等の改正であります。

なお、今回の改正は、施設が4階以上の建物が対象であり、本市における小規模保育事業所A型は平家のみであり、保育所型事業所内保育事業所はありませんので、今回の改正により該当になる施設はありません。

続きまして、同じく244ページ、附則についてご説明いたします。こちらにつきましても、全国的にも問題となっております保育士不足に対応するため、当面の間保育士配置要件の弾力化を図ることを目的に、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例について基準省令が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

附則に第6条から第9条が新設となります。

247ページの添付資料2をごらんください。こちらでご説明いたします。基本的には現行の下の表に書いてあるように、原則の配置基準に基づき算定した保育士に1人を追加して配置することになっており、常時最低でも保育士を2人配置することが必要ですが、今回弾力化として、右側の黄色い部分が改正となっております。

まず、一番下の附則第6条ですが、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員を規定する保育士の数は、常時最低でも2名以上必要とされていますが、例えば朝夕などの子供の数が少ない時間帯においては、保育士1人にかわり、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を配置できると改正するためであります。つまり原則に基づき算定した保育士が1人となる場合は、1人追加で2人となりますが、そのうち1人は保育士以外の者を配置できるということです。ただし、あくまでも原則に基づき算定した場合、保育士が1人となる場合にあり、算定で2人となった場合は適用外であります。

第7条では、保育士の数の算定について、小学校教諭、幼稚園教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすとするものです。

第8条では、8時間を超えて監視をする事業所では、利用定員の総数に応じ置かなければならない保育

士数を上回って保育士を配置する必要がある場合は、上回る数の範囲内で保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を保育士とみなすというものです。

第9条は、第7条、第8条を適用する場合は、保育士を保育士の数の3分の2以上置かなければならないというものです。

239ページの議案書に戻っていただきまして、附則で、この条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で議案第42号の説明を終わりといたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局への質疑を行います。

発言は簡便にお願いいたします。

質疑はありませんか。

印南委員。

○委員（印南典子君） 247ページの保育士のみなし保育士というところで、小学校教諭をみなし保育士とするということなのですが、小学校教諭というのは保育のカリキュラムの教育を受けてきていない方たちだと思うのですが、この方たちをみなし保育士とすることに何か問題点とか、そういうことはないのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） お答えいたします。

小さいお子様たちの保育経験とかがないということで、こういう方たちには子育て支援研修という研修を受けていただいて、保育を行う上で必要な研修の受講ということで受けていただくようになっております。

○委員（印南典子君） 子育て支援研修。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） はい、子育て支援研修。これは全国的に共通な内容ということで、本県ですと、栃木県とか、宇都宮市とかで実施いたしております。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） わかる範囲で簡単でよろしいのですが、こういった研修を行われるのか教えていただきたいのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） 研修の内容が幾つか地域保育コースとか、放課後児童コースとか、地域子育て支援コースとか、幾つかコースが分かれておりまして、この小規模保育事業の従事者となるための研修ということで、基本の研修というのが8科目で8時間、あと専門研修ということで、これもちょっと物によって分かれるのですが、保育コースですと、18科目21時間プラス保育園での実習ということで、2日間ほどやっていただくという研修内容になっている事業です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小林委員。

○委員（小林正勝君） 240ページの第9条のみなし規定、これについてちょっとお聞きしたいのですが、水道会計等にはみなし金というものが二、三年ほど前に言われていたのですが、このみなし金、みなしという言葉はちょっとはっきりしないのでまずいということで、水道会計のほうでは一昨年みなし

資金というのはなくなってきたわけです。この規定の場合には、みなしというのが、これはどういう意味か。ここで言うみなし規定というのは。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） この9条の場合は、7条と8条の部分を適用する場合はということで、7条と8条は、それぞれ保育士とみなすということでやっていますので、それを活用するときもみなし規定適用時ということになっているかなと思うのですけれども。

○委員（小林正勝君） 何だかちょっと理解はできなかったのですけれども、このみなしというのは、そもそも出どころのわからない人が、もともとは親、みなすものですから、そこから来ているということだと思うのです。この誰がつくったというのは、ちょっとみなし規定というのはどうも理解が。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） この7条を適用する場合、8条を適用する場合は、保育士の数とみなすと言う内容だと思うのですけれども、それ以外のことはちょっと。

○委員（小林正勝君） 幾らかわかったような気がしますけれども、では後でよろしくお願いします。詳しいことを。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） はい。では詳しく調べまして、後で答えさせていただきます。

○委員長（高瀬重嗣君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） おはようございます。市内で市民の皆さんとお会いすると、赤ちゃん抱えた方が、就職したいのだけれども、子供を預けるところがなく、保育園に来るなら仕事が決まってからにしてくださいと言われて、どうしたらいいかと迷っているという話なんかたくさん聞きます。

それで、244ページのところに、保育の需要に応じて足りる保育所または家庭的保育事業が不足していることに鑑みということでこういったものができてくるのだと思うのですけれども、先日の一般質問の中で、どなたかが待機児童のことをお聞きして、何人ですかと言ったとき、6人というお答えがあったのですけれども、多分たくさんももっともおられるのではないかというふうに思いまして、今後ふえることに対するこの対策であるのかということをお聞きしたいのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） その6名はあくまでも国のほうでいろいろ待機児童の基準要件で割り当てていったときに、6名ということになっております。今後何人かはいるわけですが、今後28年度、この7月から野崎幼稚園が認定こども園になります。それと、来年の4月にはマロニエこども園が新設される予定になっております。マロニエこども園はまだちょっと今仮称ですけれども。平成30年の4月には、今のなでしこ幼稚園が認定こども園に移行する予定となっております、ここ3年、認定こども園の移行が進んでいることで、かなりそこで増員が図られますので、少し待機児童解消になるのかなと思っております。

○委員長（高瀬重嗣君） 印南委員。

○委員（印南典子君） 建築基準法の改正に伴うほうの改正のほうなのですが、これは4階以上の施設に適用されるということで、本市では該当がないということによろしいのですよね。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） はい。

○委員（印南典子君） それで、少子化に歯どめがかからない、もしくは横ばい状態であるところで、4階以上のこういった施設が建築される可能性というのは多分恐らくない。それで、これは国の改正に伴って条例も改正しているということの理解はしているのですが、例えば税法なんかだと、国の税法の改正なんかだと、国の改正に従って条例を制定しないと何らかのペナルティーがあるとか、そういった場合はこれはやむを得ないと思いますが、可能性が極めてないというような、このような条例を制定する意味というか、素朴な疑問なのですけれども、そういうことだということだけ教えてください。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） 一応厚生労働省のところで質問しているお答えとしましては、これらの基準は従うべき基準というふうに言われておりまして、参酌すべき基準ではなく、従うべき基準というふうに規定されておりますので、条例の改正をするところであります。

○委員（印南典子君） 明快なご回答ありがとうございます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようでしたら、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆様から発言ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第42号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第42号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第43号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第2、議案第43号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩井芳朗君） 続きまして、議案第43号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましても、本会議で概略を説明させていただいたところでございます。

本日の委員会におきましては、高橋子ども幸福課長より詳細に説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（高橋暁子君） 続きまして、248ページ、議案第43号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

250ページの議案書補助資料をごらんください。今回の改正は、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に義務教育学校の教育の資格を有する者を加えるため、当該条例の一部を改正するものであります。

義務教育学校とは、学校教育法等の一部改正によりまして、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するために、新たな学校の種類として、平成28年度から小中一貫教育を実施するために創設されたものであります。

251ページの新旧対照表をごらんください。第10条第3項第4号中、中学校の次に義務教育学校を加えるものであります。

249ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとされているものであります。

以上で議案第43号の説明を終わりといたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局に質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第43号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ご異議ないものと認め、議案第43号 大田原市放課後児童健全育成条例の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

保健福祉部長、子ども幸福課長、ご苦勞さまでした。

（保健福祉部長、子ども幸福課長退席）

◎議案第44号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第3、議案第44号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（相澤康子君） 市民生活部長の相澤でございます。また、本日同席しております市民課長の吉成でございます。

議案第44号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、先日議会本会議において説明させていただいたところではありますが、本日は担当の市民課長より改めてご説明いたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 市民課長。

○市民課長（吉成絹子君） 私から252ページ、議案第44号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

254ページ、議案書補助資料をごらんください。本条例改正の概要であります。これまでは個人番号カードを印鑑登録証として利用する場合の取り扱いについては、国の印鑑登録証明事務処理要領に従い、大田原市印鑑条例第7条の2に定める申請により、印鑑登録証にかえて個人番号カードを印鑑登録証とみなした場合のみコンビニエンスストア等の多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることができるものとして運用してきたところであります。今後は、個人番号カードの利用について、さらなる市民の利便性の向上と利用形態の多様化に対応するため、既に印鑑登録を行っている方については、大田原市印鑑条例第7条の2の申請がない場合でも、個人番号カードを印鑑登録識別カードとして利用することにより、コンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書の交付が受けられるよう条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容ですが、255ページの新旧対照表をごらんください。第13条の3でありまして、第1項中の「第7条の2の規定により」の一言を削除いたします。

具体的な変更内容ですが、256ページをごらんください。印鑑登録証と個人番号カードの関係資料となります。資料中、上から8行目の導入時の設定であります。個人番号カードの作成は、地方公共団体情報システム機構、J-LISが行っており、住民の申請に基づき個人番号カードが地方公共団体情報システム機構から市に納入されます。初期納入時にはICチップ内に①、署名用の電子証明書と②、利用者証明用の電子証明書として住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書ということで、所得証明書とか、住民税決定証明書とかが交付を受けるための電子証明書がICチップ内に設定されております。

1、現行の取り扱いについては、個人番号カードを印鑑登録証とする条例第7条の2の申請のあった場合のみ、個人番号カードを印鑑登録証とみなし、個人番号カードの磁気テープ部分に既存の印鑑登録証の情報を移行し、窓口や自動交付機での証明書の交付を可能とした上で、ICチップ内の印鑑登録証明書用の電子証明書の情報でコンビニエンスストア等での証明書の発行も可能としております。この場合、既存の印鑑登録証を廃止しております。

また、資料の中段になりますが、条例第7条の2の申請がなかった場合には、個人番号カードは印鑑登録証明書用の電子証明書の設定を無効にすることにより、あくまでも印鑑登録証明書のとれる登録証は1枚のみとするというこれまでの国の取り扱いに従って運用しております。

今回の条例改正により、第13条の3第1項中の「7条の2の規定により」の一文を削ることにより、2番の条例改正後の取り扱いにつきましては、条例第7条の2の申請がなかった場合でも、印鑑証明書の発行に際し、既存の印鑑証明では、これまでどおり窓口や自動交付機での交付を可能とし、個人番号カードでは電子証明を利用することによって、コンビニエンスストア等の多機能端末機での交付を可能とする取

り扱いとする、いわゆる2枚持ちを可能とするものであります。

お戻りいただきまして、253ページをごらんください。附則といたしまして、施行期日を規定するものでありまして、本内容については公布の日から施行するものと規定するものであります。

以上で説明を終わりにいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、当局に質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） この前の印鑑登録証、マイナンバーでもう本当に印鑑登録していて、マイナンバーの登録をするときに、カードを行うときに、今までの印鑑登録証明書をそのまま有効にして、マイナンバーカードではとれないということといいですということとでなっている場合に、今度その前の登録証明書もとれると、それで今度のマイナンバーカードでもとれると、両方とれるということですね。そうすると今までの窓口の指導で、今までのでは印鑑登録カード、それを使えるようにしていると、マイナンバーカードでは使えないので、前の登録はではやめますと言ってやめた人も結構いるのではないかと思います。印鑑登録をではやめて、マイナンバーカードだけでいいですと言った人がいるのだと思うのです。あれはマイナンバーカードはいつから交付始まったのでしたっけ。

○市民課長（吉成絹子君） 1月から交付をしております。

○委員（千保一夫君） 1月から。今までどのぐらい交付されたか知りませんが、そうするとマイナンバーカードに入っていない人、マイナンバーカードで1回も印鑑証明書とれなくていいと、印鑑登録証を持っている人、もともとが。その人は両方とれるからいいのだけれども、印鑑登録やめてしまった人がいるでしょう、印鑑登録証をやめてしまった人、印鑑登録カードね。印鑑登録カードをでは要りませんと言って、マイナンバーカード1本でいいですと言って、もともとの印鑑登録カードを返却したというか、もうとれなく人もいるでしょう。そういう人がどのくらいいるのか。それによって、何かでは印鑑登録カード取り消すのではなかったなど、カードを持っていればよかったなどという人もいると思うので、この改正はこれはいつの時点で国のほうからこういう指導が来たのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 市民課長。

○市民課長（吉成絹子君） 3月29日に通知が参りました。その通知によりまして、国の指導は先ほどご質問であったように、1枚持ちという指導だったのです。ですが、改正になったということです。

○委員長（高瀬重嗣君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 窓口のほうもきっと混乱していると思う。3月29日だったら、さあ4月1日以降、結構まだこの新しい改定後の取り扱いにならない、統一されないで、きっとカード取り消しやった人とか、いろいろいると思うので、そういう人の取扱いはどうするのか。カード取り消してしまった人、あれカードをもう一回戻すのには、戻す手続は認めるのか。それと、戻すときには今度はお金がまたかかる。カードの交付、紛失したときは出るのか、カードもらうのに500円か幾らかかかるのか、ちょっと済みません。

○委員長（高瀬重嗣君） 市民課長。

○市民課長（吉成絹子君） この議会の議決後、大田原市のホームページ、それから「広報おたわら」、そちらでこの法の改正を広報したいと思います。それで、さらには1枚に統合した方、そちらの方については、2枚持ち可能ということですので、申請に基づきまして、2枚持ちにそれは受けます。料金につき

ましては、統合についても無料で現在やっていますので、交付についても無料ということで、申請があれば受け付けをいたします。逆に現在2枚持ちの方については、現在はコンビニエンスストアでは個人番号カードでしかとれない。そして、印鑑登録証では窓口及び自動交付機でしかとれないというふうになっているのですが、両方でとれるようにやります。それで、なおかつ職権でその議決をするということになりますと、本人たちはわかっていないだろう。ホームページや広報でも周知はするのですが、各人に通知を出そうということで準備を進めております。

○委員（千保一夫君） この条例改正が認められた後ね。

○市民課長（吉成絹子君） 人数につきましては、現在大体7割の方が国で進めた1枚持ちということになっております。大体3割ぐらいの方が2枚持ちという形をとっていますので、そういうことで周知をしていきたいとうふうに考えております。

○委員（千保一夫君） 結構です。

○委員長（高瀬重嗣君） 藤田委員。

○委員（藤田紀夫君） 今、7条の2で印鑑登録証明書は、基本的にはもう1枚のみという説明を受けたのですが、今の説明だと、コンビニでおろす場合は1枚のみ、あと市役所で印鑑証明をおろすときは2枚持っていてもいいという理解でよろしいのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 市民課長。

○市民課長（吉成絹子君） 1枚持ちの場合には、市役所の窓口はもちろんなのですが、自動交付機、それからコンビニエンスストア、どこでもとれるのです。ですが、2枚持ちとなった場合には、印鑑登録証では窓口と自動交付機しかとれない。さらには、マイナンバーカードではコンビニエンスストアでしかとれないというふうになっております。

○委員長（高瀬重嗣君） 藤田委員。

○委員（藤田紀夫君） 印鑑登録の申請なされた方で、個人番号カードのみでコンビニエンスでのみ使うという方はカードを返さなくてはならないと思う。印鑑登録証のカードを返さなくてはならない。そのときは強制的に回収するものか、それとも任意で返す、回収するものか。2枚持ってはいけないということなので。

○委員長（高瀬重嗣君） 市民課長。

○市民課長（吉成絹子君） 現在は国の指導に従って、1枚持ちという指導でやってきましたので、個人番号カード1枚取得するときに印鑑登録をしている人は回収をするということになっております。今度の条例改正によって、申し出がなくても2枚持ち可能で選択ができるということになりますので、今現在1枚しか持っていない。統合してしまったけれども、やはり別に分けたいといった場合には、先ほど千保委員さんからも質問があった内容とおおり、個人の申請によって交付をいたします。それについては紛失とはまた別なので、無料で交付をいたします。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） よろしいですか。

○委員（藤田紀夫君） はい。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、私から。

個人番号カードと2枚持つというのを考えて、個人番号カードのほうはできるだけ持って歩きたくない人もいるということなのではないでしょうか。要はこれですよね。この大田原市印鑑登録証、こっちのほうが気軽に持って歩いて、個人番号票というと、自分の個人番号等がばれてしまうのではないかとか、それで持ち歩きにくいということで、国のほうからその指導があったということですか。

市民課長。

- 市民課長(吉成絹子君) 当初個人番号カードを普及させるというのが国の大きな狙いだったわけですね。ですので、全てを個人番号カードに集約してというのがスタートだったと思います。ですが、やはり全国から印鑑登録証をふだんに持って歩きたくないという、やはり逆ですね。逆の考え方の意見が多数国に寄せられたのだと思うのです。それで、3月29日に2枚持ちも可能にしようということで通知になったために、この大田原市の印鑑条例を改正して、市民の利便性に応えていこうというのが今度の改正です。

以上です。

- 委員長(高瀬重嗣君) わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

- 委員長(高瀬重嗣君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見をを行います。皆様からの発言はございますか。

千保委員。

- 委員(千保一夫君) 意見になるか、先ほど質疑のところでもやるかというところと幾らかずれるので、意見のほうで言わせていただきますが、マイナンバーカードの交付が相当におこなわれているのだろうと思うのです。故障なんかもありましたから、大田原市の責任ではなくて、市のほうも対応するのに相当の人間投入しながらも、それでも1日の処理に、確かに1人に30分ぐらい、25分、30分ぐらいかかっていますね、私も行って見てわかりましたけれども、ですから相当の人数投入しても、かなり事務処理に時間がかかる。登録事務処理に時間がかかる、それに今度独立行政法人でしたっけ、何ですか、機構、そちらから来るのが、またこれもおこなってくる。このままでいくと年越してしまうくらいかかりますか。どのくらいかかりますか。

あと、今どのぐらいの状況になっているのか、ちょっと教えてください。人数、どのぐらいの処理状況なのか。

- 委員長(高瀬重嗣君) よろしいですか。時間がどれぐらいかかっているか。市民課長、よろしくお願います。

市民課長。

- 市民課長(吉成絹子君) 6月15日現在で大田原市内では交付申請が5,246件、実際に個人番号カードが交付されている人が3,314名です。今63.17%が交付になっております。ですが、この個人番号カードは全市民が対象ですので、その対象の率からいくと、申請者で7.22%です。全国での率をちょっと調べていくと、小さな市町村、小さな市町村に大田原市が該当するかどうかはあれなのですが、大田原市は全国のあれからいくと、高いほうなのです。交付率は高い。なかなかおこなわれている現状です。

- 委員長(高瀬重嗣君) ほかに意見はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第44号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ご異議ないものと認め、議案第44号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎散 会

○委員長(高瀬重嗣君) 以上で当常任委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

本日は、これをもって常任委員会を散会いたします。

午前10時41分 散会